

## I-2-[1] 青少年団体活動の促進について

〔昭和 30 年 6 月 20 日 文社社第 135 号  
都道府県教育委員会あて 文部事務次官〕

表記の件について、本年度別紙のとおり方針を決定しとくに青少年教育の振興をはかるための諸事業を実施することとなったので貴教育委員会においてもその趣旨普及の徹底につとめ、この方針に則り健全な青少年の育成、青少年団体の活動促進に万全を期せられるよう通達します。

### 別 紙 青少年団体活動の促進について

#### 1. 趣 旨

青少年の環境を浄化し、青少年を健全明朗な次代の国民に育成するには、児童生徒たと勤労青年たるを問わず、青少年自身がそれぞれの校下又は地域を中心とする青少年の団体を自発的に結成して、団体共同生活を通じて友愛、相互扶助、協同奉仕、規律節制、郷土愛等の精神を体得するような運動が全国的に促進されることが必要である。

現在各地域各都市において、又は特志の指導者を中心として既に団体が結成され健全な運営が行われているものもあるが、既存の団体に対しては、ますますその健全な育成を図り、未組織の地域にあってはそれぞれの地域における理解ある指導者等の助言協力により、自発的にその結成が促進されるよう奨励し、教育キャンプ、旅行等の機会を通じて、一層その気運の醸成を図り、団体指導者の養成に努めるとともに、巡回文庫、映画、法曹等の利用により趣旨の普及に努める。

#### 2. 方 法

(1) 学校児童生徒にあっては、学校当局の援助指導のもとに又、児童生徒の生活に最も強い関心をもつ父母と先生の会、母の会、婦人会等の自発的な協力により、勤労青少年にあっては、青年学級のグループ等より、発展的に健全な青少年団体が結成されることを期待する。

(2) 既存の子供会、少年団、ボーイスカウト、青年団、その他のグループ活動を行う団体の活発な活動を促進し、できるだけこれを支持援助する。

#### 3. 事 業

##### (1) 指導者養成

団体活動の組織運営、読書指導、教育キャンプ活動、野外旅行、音楽、演劇の指導者養成のため、6 地域において講習会を開催する。

##### (2) 青少年キャンプ事業

(イ) 青少年の共同生活訓練のモデルを示す目的をもって、各都道府県において、キャンプ事業を行い、それぞれ学校又は団体より選抜した適当な者を参加させ奉仕、協力、友情、郷土愛の精神を体得させ集団活動の指導者として各地の青少年団体活動の促進に寄与させる。

##### (3) 野外旅行の促進

青少年教育キャンプ事業の参加者、民間の青少年指導者等を中心とする青少年旅行活動のグループをつくり徒歩又は自転車て山野を跋涉し、宗教施設、公民館、青少年の家等の指定された宿泊所を利用する野外旅行を行うことを奨励する。

##### (4) 巡回文庫

各都道府県に青少年向適書による巡回文庫を設け図書館等の協力により健全な読書グループ活動の促進を図る。

##### (5) 映画、放送等の利用

青少年の健全な団体活動を促進するに役立つ、映画、録音教材、パンフレット等を作成して頒布する外、放送により趣旨の普及を図る。